令和８年 11 月５日

オープンカウンター参加者 殿

独立行政法人海技教育機構
海技大学校長　石倉　歩

見積依頼書

下記事項について見積書を提出願います。

記

１．件　　名　海技大学校　プロジェクター設置およびミーティングチェア等の購入
２．納入期日　令和９年１月 29 日（金）（可能な限り早く）
※納入日時は、契約日～上記期限までのいずれかの平日とし、経理課担当者と協議の上、決定すること。
３．納入場所　兵庫県芦屋市西蔵町 12-24 独立行政法人海技教育機構海技大学校
・西教室２階　203 教室（階段のみ）
・第２実習実験棟２階　GMDSS シミュレータ室（階段のみ）
４．見積書提出場所
独立行政法人海技教育機構海技大学校管理部経理課
〒659-0026
兵庫県芦屋市西蔵町 12-24
電話番号　0797-38-6208
メールアドレス　keiri-kaidai★jmets.ac.jp
※スパム対策のため、上記「★」記号を「@」に置き換えてください。
５．見積書提出期限
令和８年 11 月 11 日 17 時 00 分
６．見積合わせ日時
令和８年 11 月 12 日 10 時 00 分
７．その他
（１）郵便又は電子メール及び許可された民間事業者による信書の送達による見積書の提出も認める。
（２）課税事業者にあっては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
（３）本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
（４）本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。
（５）本件の仕様に関しての質問は、独立行政法人海技教育機構海技大学校管理部経理課にて受け付ける。

以上

仕様書

1. 件名

海技大学校　プロジェクター設置およびミーティングチェア等の購入

2. 納入場所及び仕様

〒659-0026

兵庫県芦屋市西蔵町 12-24

独立行政法人海技教育機構海技大学校

・西教室 2 階　203 教室（階段のみ）

既設プロジェクターの撤去、新設プロジェクターの据え付け、HDMI 配線の張替を行い、各機器の動作確認・焦点調整を行うこと。パソコン接続時、プロジェクターの内蔵スピーカーから音声が出力されるよう設定・調整を行うこと。

・第 2 実習実験棟 2 階　GMDSS シミュレータ室（階段のみ）

セキュリティワイヤー、ミーティングチェア（搬入・設置込）の購入

3. 購入物品及び数量

	品名	単位	数量	納入場所	備考
(1)	プロジェクター	台	1	203 教室	
(2)	プロジェクター用天吊金具	式	1		流用時は不要
(3)	HDMI ケーブル	本	2		同等品可
(4)	壁用 AV コンセント（HDMI 接続用）	個	2		同等品可
(5)	ノーブルロック対応セキュリティワイヤー	本	14	GMDSS シミュレータ室	
(6)	ミーティングチェア	台	14		

・同等品での見積書提出について

同等品可と記載のあるもののうち、同等品での見積書提出を希望する場合は、「4．機器等品番及び仕様」に記載の仕様を全て満たし、同等以上の品質・性能を有すること。また、それを証明する資料（カタログ、製品詳細図面等）を見積書と合わせて期日までに提出すること。

4. 機器等品番及び仕様

(1) プロジェクター

Panasonic　PT-VW360J

(2) プロジェクター用天吊金具

Panasonic ET-PKL100H（高天井用）又は ET-PKL100S（低天井用）、ET-PKV400B
※既設のプロジェクターPT-VW535NJ の天吊り金具も同様のものを使用していると思われるため、可能であれば流用する。

（3）HDMI ケーブル
隠蔽配線が可能な長さのものとすること。ケーブル補償器の機能がない HDMI ケーブルを選定した場合にはケーブル補償器も付けること。
参考品番：光ファイバーHDMI ケーブル　B-PHDMA0C15MJP

（4）壁用 AV コンセント（HDMI 接続用）
壁面に HDMI コンセントを設置し、PC からの HDMI ケーブルを接続できる構成とすること。
参考品番：カナレ　KP-HDME-W

（5）ノーブルロック対応セキュリティワイヤー
サンワダイレクト　200-SL064（Noble ロック・シリンダ錠・ワイヤー長 2m・マスターキー対応）

（6）ミーティングチェア
SANKEI　CM104-MYC-ブラック（キャスター付き）

5. 納入期日
令和 9 年 1 月 29 日（金）（可能な限り早く）
※納入日時は、契約日～上記期限までのいずれかの平日とし、経理課担当者と協議の上、決定すること。

6. 搬入・設置
（1）納入の際は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。ただし、担当者からの指示がある場合はこの限りではない。
（2）納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
（3）大型の物品等で搬入搬出及び設置に不安が生じる物品については、予め設置場所を調査し、確認を行うこと。
（4）大型の物品等で搬入搬出の際に建物や設備、また納品する物品等に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入すること。
（5）搬入搬出の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。

7. 見積書記載事項等

(1)　見積書作成及び施工にあたっては、現地を十分確認すること。
(2)　見積書の様式は指定しない。
(3)　見積金額は消費税込みであることを明記の上、消費税額も明記のこと。
(4)　見積書の件名は上記の件名と合わせること。
(5)　設置、組立、既設品の回収のために別途費用がかかる場合は、その費用も見込むこと。
(6)　納入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとし、またそれらにかかる費用も見込むこと。
(7)　その他、納入および既設品の回収にかかる一切の費用を含むこと。
(8)　見積書宛名は「海技大学校」とし、見積参加業者の住所、名称又は商号名、代表者名、代表者印、担当者名、連絡先電話番号、連絡先メールアドレスを明記すること。

8. 保証期間

検収の日から１年以内に発生した故障、品質不良、変質などに無償で対応すること。

9. 納品時・検収完了後

納品時・検収完了後は、納品書、請求書を各１部、海技大学校管理部経理課へ提出すること。

10. 支払い

適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内に銀行振込により支払うものとする。

11. その他

(1) 本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。
(2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議して決定するものとする。

以上

独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領

令和８年３月２７日
海技教育機構達第３４号

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、独立行政法人海技教育機構会計規程（平成１８年４月１日海技教育機構規定第３２号）第３７条第２項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積合わせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を特定する方式をいう。

（対象）

第２条　本要領は、独立行政法人海技教育機構契約事務取扱細則（平成１８年４月１日海技教育機構達第３８号）（以下「契約細則」という）第２４条第１項第１号から第６号までに規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

（参加資格）

第３条　本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

１　契約細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。

２　指名停止を受けている期間中の者でないこと。

３　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（見積依頼の方法）

第４条　見積依頼に関する諸条件については次のとおりとする。

１　オープンカウンター方式で見積合わせを行うときは、見積依頼書（別添１）を独立行政法人海技教育機構ホームページ等（以下「ホームページ等」という）で閲覧に供する。

２　見積に関する諸条件は、必要に応じて仕様書等により提示する。

３　仕様書等は原則としてホームページ等に掲載する。ただし、ホームページ等に掲載できないものについては、別途問い合わせのあった事業者に配布を行う。

４　見積書の提出は、本要領及び仕様書等熟読のうえ、仕様書等で別途定めがある場合は当該添付書類を添えて提出すること。

５　郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便又は電子メールによる見積書の提出も認める。ただし、見積書提出期限までに到着しなかった見積書は無効とする。

６　見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとする。

７　見積に際し、納入等を行う物品等は仕様書等で指定した規格等と同等以上とする。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に本部会計課または海上技術短大等の庶務課、海技大学校経理課まで申し出ること。申し出のない規格外の物品の納入は認めない。

（見積合わせ）
第５条
１　見積参加者の立会
見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開にて行う。
２　落札者の決定
有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、売り払いの場合は最高の、購入、製造その他の契約においては最低の見積を行った者を契約の相手方とする。
３　くじ引き
見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が２者以上あるときはくじ引きで決定する。くじ引きについては、契約事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

（見積合わせの不調）
第６条
１　提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
２　見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積書が無い場合は、不成立となる。その場合は別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

（見積合わせの結果）
第７条　見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者へのみ通知する。

（見積合わせの注意事項）
第８条　以下の各号に該当する見積は無効とする。
(1) 参加する資格のない者が行った見積
(2) 件名、金額、住所、氏名等見積書に記載を必要とする事項について、記載のない見積書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
(3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積
(4) 参加者が訂正した見積書
(5) 郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する見積書提出期限までに、到達しなかった見積書
(6) 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

３　見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
４　契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
５　使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
６　都合により、見積合わせを取り止めることがある。
７　契約保証金については、これを免除とする。

附　則（令和７年海技教育機構達第３４号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。